

主 な 説 明 要 旨

(企画推進担当)

(目次)

やまなし障害児・障害者プラン2021の策定について

令和3年3月12日(金)に厚生労働省のHPに掲載された障害保健福祉関係主管課長会議における資料等をもとに、要旨を作成しております。

なお、(山梨県資料)は、添付の山梨県資料を参照してください。

1 やまなし障害児・障害者プラン2021の策定について

(資料 やまなし障害児・障害者プラン2021の概要)

- 本県では、医療、雇用、教育、地域安全、防災等、あらゆる分野を含めて総合的かつ計画的に障害福祉施策を推進するための基本指針である、やまなし障害児・障害者プラン2021（以下「プラン」という。）を策定した。
- このプランは、次の4本の計画を統合している。
 - (1) 山梨県障害者計画（障害者基本法）
 - (2) 第6期山梨県障害福祉計画（障害者総合支援法）
 - (3) 第2期山梨県障害児福祉計画（児童福祉法）
 - (4) 山梨県障害者文化芸術活動推進計画（障害者文化芸術推進法）
- 近年の動向として、障害者文化芸術推進法の施行、新型コロナウイルスの感染拡大、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催など、障害のある人を取り巻く環境が大きく変化していることから、以下の内容を新たな視点として取り入れた。
 - 安全・安心で感染症に負けない社会の構築
 - ・「感染症に対して強靱な社会」への移行に向けた取組の推進
 - 障害のある人とない人の相互理解の促進及び社会参加の促進
 - ・ 障害者スポーツの推進
 - ・ 文化芸術活動の充実
- プランに掲げた施策や取組を推進するためには、国、市町村、障害者団体等のあらゆる関係者が連携する必要があることから、市町村関係課各位にも御協力をお願いしたい。